

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

	規 則	ペー ジ
○ 北九州市公印規則の一部を改正する規則【総務企画局総務部文書課】		1823
	公 告	
○ 都市公園の供用開始【建設局公園緑地部公園管理課】		1825
	上下水道局	
○ 北九州市上下水道局東部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番図の複写料金の徴収事務の委託【上下水道局給水部配水管理課】		1826
○ 北九州市上下水道局西部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番図の複写料金の徴収事務の委託【上下水道局給水部配水管理課】		1827

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市公印規則の一部を改正する規則

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人登録専用区長印を廃止し、新たに在留カード、特別永住者証明書及び住民基本台帳カードの裏面の記載事項の証明事務用の市民課・出張所専用区長印を設けることにしました。

この規則は、平成24年7月9日から施行することになりました。

北九州市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月5日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第67号

北九州市公印規則の一部を改正する規則

北九州市公印規則（昭和38年北九州市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の補助機関等の専用印の項中

市民課 ・出張 所専用 区長印	方 18	2	区長（北九州市職員 の兼務に関する規則 （平成8年北九州市 規則第76号）第3 条及び第4条の規定 に基づき処理される 事務にあつては、当 該事務を所管する区 長）名をもってする 市民課における証明 事務及び出張所にお ける証明事務のうち 市民課関係の事務に 係るもの（印鑑登録 証に係るものを除く 。）用並びに外国人 登録原票送付請求書 用、外国人登録原票 送付書用及び外国人 登録事項の照会に係 る回答書用	市民文化ス ポーツ局市 民部区政事 務センター 所長並びに 区役所市民 課長及び区 役所出張所 長	市民文化ス ポーツ局市 民部区政事 務センター 並びに区役 所市民課及 び区役所出 張所
市民課 専用区 長印	方 21	3	戸籍、住民基本台帳 、印鑑、埋火葬許可 及び火葬場の使用許 可事務（証明事務を 除く。）用	市民文化ス ポーツ局市 民部区政事 務センター 所長及び区 役所市民課 長	市民文化ス ポーツ局市 民部区政事 務センター 及び区役所 市民課
外国人 登録専 用区長 印	方 13	4	外国人登録事務（外 国人登録原票送付請 求書及び外国人登録 原票送付書に係るも のを除く。）用	区役所市民 課長	区役所市民 課

を

市民課 ・出張 所専用 区長印	方 18	2	区長（北九州市職員 の兼務に関する規則 （平成8年北九州市 規則第76号）第3 条及び第4条の規定 に基づき処理される 事務にあつては、当 該事務を所管する区 長）名をもってする 市民課における証明 事務及び出張所にお ける証明事務のうち 市民課関係の事務に 係るもの（印鑑登録 証に係るものを除く 。）用	市民文化ス ポーツ局市 民部区政事 務センター 所長並びに 区役所市民 課長及び区 役所出張所 長	市民文化ス ポーツ局市 民部区政事 務センター 並びに区役 所市民課及 び区役所出 張所
	縦 5 横 24	3	在留カード、特別永 住者証明書及び住民 基本台帳カードの裏 面の記載事項の証明 事務用	区役所市民 課長及び区 役所出張所 長	区役所市民 課及び区役 所出張所
市民課 専用区 長印	方 21	4	戸籍、住民基本台帳 、印鑑、埋火葬許可 及び火葬場の使用許 可事務（証明事務を 除く。）用	市民文化ス ポーツ局市 民部区政事 務センター 所長及び区 役所市民課 長	市民文化ス ポーツ局市 民部区政事 務センター 及び区役所 市民課

に

改める。

別表第2の5 補助機関等の専用印の表中ひな型3及びひな型4を次のように改める。

3

4

北九州市〇〇区長印

市 民 課
北 九 州 市
〇〇区長印
専 用

付 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

北九州市公告第448号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり公告する。

平成24年7月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 供用を開始する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	名 称	位 置	区 域
4746	北九州市立曲里の 松並木公園	北九州市八幡西区 岸の浦二丁目1番 及び2番	北九州市八幡西区 岸の浦二丁目1番 及び2番の一部

2 供用開始の期日

平成24年7月5日

なお、供用開始に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から2週間一般の縦覧に供する。

北九州市上下水道局告示第18号

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2第1項の規定により、北九州市上下水道局東部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番図の複写料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成24年7月5日

北九州市上下水道局長 吉田 一彦

受託者		委託期間
名称	住所	
山和株式会社	北九州市小倉北区足原二丁目5番33号	平成24年6月1日から平成25年3月31日まで
有限会社丸武建設工業	北九州市小倉南区下吉田二丁目14番12号	平成24年6月1日から平成25年3月31日まで

北九州市上下水道局告示第19号

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2第1項の規定により、北九州市上下水道局西部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番図の複写料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成24年7月5日

北九州市上下水道局長 吉 田 一 彦

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
有限会社九州設備工業所	北九州市若松区大字畠田941番地1	平成24年6月1日から平成25年3月31日まで
株式会社飯野工務店	北九州市八幡西区三ヶ森三丁目4番8号	平成24年6月1日から平成25年3月31日まで
株式会社木下設備	北九州市八幡西区鷹の巣一丁目9番4号	平成24年6月1日から平成25年3月31日まで
有限会社大福水道	北九州市八幡西区陣原一丁目8番6号	平成24年6月1日から平成25年3月31日まで